

大雪山登山道のあるべき姿（総論）

「大雪山登山道のあるべき姿」とは、その必要性

登山道管理水準は、大雪山国立公園において利用の中心施設である登山道の管理のあり方を定めるもので、自然条件、利用条件等を勘案し、登山道の区間（ルート）毎に地域特性に応じた管理水準をあてはめ、その水準を保つことによって、持続的な自然の保全と利用の確保を図ろうとするものである。

その水準の設定は、環境の脆弱性や荒廃の程度により保全対策の必要性から規定される評価軸とともに、利用のあるべき姿とそれに対応する自然環境の雰囲気や利用形態等から規定される評価軸により行われている。

今回管理水準の見直し作業に携わるすべての者が一定の方向性・幅の中で議論を進めるため、大雪山に係わる誰もが共有できる登山道のあり方として「大雪山登山道のあるべき姿」をまとめるものである。

また、この共有した「大雪山登山道のあるべき姿」を元に個別の登山道を評価する軸の再確認を図るものである。

「大雪山登山道のあるべき姿」（案）

大雪山国立公園では、自然環境の保護と雰囲気の保全が図られるとともに、持続可能な利用の確保と安全性の向上が図られている。

そのために、登山道のルート毎/区間毎に環境の脆弱性や荒廃程度が把握されるとともに、利用と保全のあるべき姿が設定され、これらに応じたレベル設定がされている。登山道整備や維持管理はそれぞれの登山道レベルに応じ実施されている。利用者は登山道レベルをあらかじめ知ることができ、レベルに応じた登山を行っている。登山道レベルは、定期的にその効果が測られ、順応的に見直しがされている。

大雪山登山道のあるべき姿の構成要素

- 目的 「自然環境の保護と雰囲気の保全」、「持続可能な利用と安全性の向上」
- 対象 「登山道ルート毎/区間毎」←前は7地域56路線
- 方策 「登山道の利用と保全のあるべき姿の設定」←目標設定
「レベルに応じた整備管理の実施」←整備計画、技術指針、協働型との連動
「利用者へのレベルの周知と活用」←管理水準のアウトプット
「見直し規定」←効果測定、順応的見直し